

議案第27号

石垣市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

石垣市港湾施設管理条例(昭和47年石垣市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第13条中「港湾施設」を「港湾区域及び港湾施設」に、「一時使用」を「一般使用」に改める。

第14条第2項中「一時使用」を「一般使用」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第15条第2項中「海浜緑地使用料」を「緑地使用料の備品に係る使用」に改める。

別表2中「

ターミナルビル使用料	1 事務室及び店舗		
	1月1平方メートルまでごとにつき	1,700円	
	ただし、離島ターミナルビルについては1月1平方メートルまでごとにつき	3,100円	
	2 会議室		
	離島ターミナルビル会議室	300円	
	については1時間まで1室ごとにつき		
	冷房設備を使用する場合は、1時間まで1室ごとにつき使用料を加える。	200円	

」を「

ターミナルビル使用料	1 離島ターミナルビル		
	(1) 事務室、店舗その他の施設		
	1月1平方メートルまでごとにつき	3,100円	
	(2) 会議室		

	1時間まで1室ごとにつき 冷房設備を使用する場合は、 1時間まで1室ごとにつき使用 料を加える。	300円 200円	
	2 クルーズターミナルビル事務 室、店舗その他の施設 1月1平方メートルまでごと につき	2,400円	
	3 事務室、店舗その他の施設 1月1平方メートルまでごと につき	1,700円	上屋の事務室及び小型 船置場管理棟を含む。

」に、「

小型船置場使用料	1 専用使用 大型艇置場1か所1月につき 中型艇置場1か所1月につき 小型艇置場1か所1月につき	8,509円 5,095円 4,070円	ただし、けい留は、け い船料の物揚場料金を 適用する。
	2 一時使用 船台置場1か所24時間まで ごとにつき	450円	

」を「

小型船置場使用料	1 専用使用 大型艇置場1か所1月につき 中型艇置場1か所1月につき 小型艇置場1か所1月につき	8,509円 5,095円 4,070円	ただし、けい留は、け い船料の物揚場料金を 適用する。
	2 一般使用 船台置場1か所24時間まで ごとにつき	450円	

」に、「

海浜緑地使用料	1 コインシャワー 3分につき	200円	
	2 コインロッカー 1回につき	300円	
	3 パラソル 1回につき	500円	

	4 チェアー 1回につき	500円	
	5 占用使用		
	(1) 出店等営業行為をする場合		
	1日1平方メートルにつき	30円	
	(2) レクリエーション等をする場合		
	1時間1平方メートルにつき	3円	

」を「

緑地使用料	1 コインシャワー 3分につき	200円	緑地、海浜及びその駐車場を 対象とする。
	2 コインロッカー 1回につき	300円	
	3 パラソル 1回につき	500円	
	4 チェアー 1回につき	500円	
	5 占用使用		
	(1) 出店等営業行為をする場合		
	1日1平方メートルにつき	30円	
	(2) レクリエーション等をする場合		
	1時間1平方メートルにつき	3円	

」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月21日提出

石垣市長 中山 義隆

理 由

クルーズターミナルビル整備等に伴い新たに使用料等を定め、使用区分等を整理し文言を修正する必要があるため、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【別記1】

現行

種類	単位	使用料	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
ターミナルビル使用料	1 <u>事務室及び店舗</u> 1月1平方メートルまでごとにつき	1,700円	
	ただし、離島ターミナルビルについては1月1平方メートルまでごとにつき	3,100円	
	2 <u>会議室</u> 離島ターミナルビル会議室については1時間まで1室ごとにつき	300円	
	冷房設備を使用する場合は、1時間まで1室ごとにつき使用料を加える。	200円	
(略)	(略)	(略)	(略)
小型船置場使用料	1 専用使用 大型艇置場1か所1月につき 中型艇置場1か所1月につき 小型艇置場1か所1月につき	8,509円 5,095円 4,070円	ただし、けい留は、けい船料の物揚場料金を適用する。
	2 <u>一時使用</u>		

	船台置場1か所24時間までごとにつき	450円	
(略)	(略)	(略)	(略)
海浜緑地使用料	1 コインシャワー 3分につき 2 コインロッカー 1回につき 3 パラソル 1回につき 4 チェアー 1回につき 5 占用使用 (1) 出店等営業行為をする場合 1日1平方メートルにつき (2) レクリエーション等をする場合 1時間1平方メートルにつき	200円 300円 500円 500円 30円 3円	
(略)	(略)	(略)	(略)

改正後（案）

種類	単位	使用料	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
ターミナルビル使用料	1 <u>離島ターミナルビル</u> (1) <u>事務室、店舗その他の施設</u> <u>1月1平方メートルまでごとにつき</u>	3,100円	

	(2) 会議室 1時間まで1室ごとにつき 冷房設備を使用する場合は、1時間まで1室ごとにつき使用料を加える。	300円 200円	
	2 クルーズターミナルビル事務室、店舗その他の施設 1月1平方メートルまでごとにつき	2,400円	
	3 事務室、店舗その他の施設 1月1平方メートルまでごとにつき	1,700円	上屋の事務室及び小型船置場管理棟を含む。
(略)	(略)	(略)	(略)
小型船置場使用料	1 専用使用 大型艇置場1か所1月につき 中型艇置場1か所1月につき 小型艇置場1か所1月につき 2 一般使用 船台置場1か所24時間までごとにつき	8,509円 5,095円 4,070円 450円	ただし、けい留は、けい船料の物揚場料金を適用する。
(略)	(略)	(略)	(略)
緑地使用料	1 コインシャワー 3分につき 2 コインロッカー 1回につき 3 パラソル 1回につき 4 チェアー 1回につき	200円 300円 500円 500円	緑地、海浜及びその駐車場を対象とする。

	5 占有使用 (1) 出店等営業行為をする場合 1日1平方メートルにつき (2) レクリエーション等をする場合 1時間1平方メートルにつき	 30円 3円	
(略)	(略)	(略)	(略)